

**資料4 議案第2号
参考資料**

1. 施設の概要

＜ごみ処理施設・産業廃棄物処理施設＞

	廃棄物	処理能力	備考
破砕処理施設 (1)	①産業廃棄物 廃プラスチック類 木くず がれき類 ②一般廃棄物 木くず	廃プラスチック類：28.56 t/日※ 木くず：80.80t/日※ がれき類：169.04 t/日※ 木くず：80.80t/日※ (以上、8時間稼働)	①既設 ②処理品目の追加
破砕処理施設 (2)	産業廃棄物 廃プラスチック類 木くず がれき類	廃プラスチック類：4.5 t/日※ 木くず：4.5t/日※ がれき類：4.6 t/日※ (以上、8時間稼働)	既設

(※ 建築基準法第51条ただし書き許可を要する施設)

(: 本申請での許可対象)

2. その他

- ・当該施設は、廃棄物の破砕処理をするものであり、廃棄物の適正処理を推進する施設である。
- ・申請地は都市計画区域内の準工業地域及び市街化調整区域に位置し、周辺には事業所やサッカー練習場等が立地している。周囲に学校や病院等の施設はなく、最寄りの住宅とは60m以上離れている。申請地及び周辺には、道路や公園等の都市施設の計画はない。準工業地域の範囲は大規模集客施設制限地区および緒立地区地区計画に該当するが、本計画はそれらに適合するものと考えられる。
- ・当該施設への搬出入は、市道黒埼1-276号線から行う。本計画による搬出入台数の増加は少ないことから、円滑な交通に支障を及ぼす恐れはないと考えられる。
- ・申請者は、施設計画に伴い騒音、振動について生活環境影響調査を行っている。いずれの調査においても規制基準値を下回り、影響の回避及び低減を極力図っていることから、周辺環境に与える影響は軽微であると考えられる。
- ・申請者は、本申請にあたり近隣自治会や周辺企業に対し、当該計画について説明を行っており、特に反対意見等はない。

3. 法的根拠

【建築基準法】

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

【建築基準法施行令】

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

第5条（一般廃棄物処理施設）

- 一 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする。